

ボリビアにおける児童労働と現金給付制度の役割

上 崎 雅 也

はじめに

南米大陸最貧国に位置付けられるボリビアは、ラテンアメリカ・カリブ地域において教育と教員の質が最も低い諸国の一つとされている。筆者がボリビアに滞在した2006年末からの1年余りは、南米大陸で、初めて選挙で選ばれた先住民系大統領エボ・モラレスの政権が植民地時代からの社会的、政治的骨組みを大きく見直し、先住民族の歴史と伝統を国の基礎とする憲法への改正を提案した時期であった。

当時ボリビアは、1994年に導入した教育改革による教育と教員の質向上を目指していたが、このプロセスの一環として日本は、ボリビア政府の要請に基づきJICAから専門家を派遣して授業研究、公開授業、板書技術などの教育技術援助を実施していた。しかしながら、2009年に植民地時代を否定する新憲法¹が制定されると同時に、94年教育改革は失効し、新たな教育指針として先住民族の歴史的視点を核に据えた新教育法が2010年に制定された。

この94年教育改革から新教育法に至る経緯と、日本の教育支援の関連を調べるうちに見えてきたのが、児童労働²が子どもたちの学力水準に大きな影響を与えているのではないかという疑問であった。都市部ではさほど目立たないが、郊外や農村部に足を運ぶと、平日の昼間に働く子どもたちが目につく。旧ポトシ銀山³を訪れると、子どもたちが鉱石や水を運ぶ姿が嫌でも目に入ってくる。20代の鉱山労働者たちに訊くと、学校に通いながら10代前半から働き始めた者が大半とのことであった。実際のところボリビアは、国際労働機関（International Labour Organization-以下ILO）の「就業が認められる最低年齢に関する条約（第138号条約）」を1999年に、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号条約）」を2003年に批准しているものの、世界で唯一、児童労働が法的に認められた国である。2014年7月17日制定の法令548号第6章によって「児童青少年憲章」の一部を改訂して、例外的措置として、①保護者の同意があれば12歳以上の児童の労働を認め、更に②児童本人の自営業であることを条件に、10歳以上の児童の労働を認めることとなったのである。

本稿では、ILOの両条約に明らかに矛盾する条件を含む法令を制定するに至ったボリビアの市民社会が抱える強い政治的対立と、その社会的・文化的特性を巡る議論の経緯を辿る。次に、児童労働が初等教育に与える影響とその撤廃・緩和へのアプローチがどの程度機能しているか

について、先行研究、ならびに国際機関やボリビア政府の資料等に基づく分析を行う。更に2010年制定の新教育法に従い多文化・多言語教育を推進する上で教育行政が目指すべき方向性について考察する。

I. 世界における児童労働の現状と対策

中村・山形（2013：2-3）によれば、児童労働は、職場と家庭が未分離であった15-16世紀以前に存在し、子どもは「小さな大人」であるとの見方の産物であった。18世紀以降に英国で始まった産業革命が児童労働の拡大に拍車をかけることになるが、19世紀には、英国で1833年工場法が制定されるなど児童労働禁止の動きが始まった。ILOのデータでは、2016年現在、世界で5歳から17歳の児童1億5,200万人が、労働に従事している。2000年以降の推計と内訳を示すが、この16年間で児童労働者は、9,300万人減少した。ILOが第190号勧告（1999年）で定める「危険で有害な労働（肉体的・心理的・性的虐待、坑内・水中・危険な高所などでの労働、危険な機械の使用、長時間労働、夜間労働など）」に従事する児童数も9,800万人減少しており、児童の権利についての意識の高まりが児童労働の撤廃に向けて徐々にではあるが効果を示しつつあると考えられる。

表1 世界の児童労働者数推移（単位：百万人）

	2000年	2004年	2008年	2012年	2016年
1) 児童労働者数	245	222	215	168	152
2) 有害な労働に従事する児童数	171	128	115	85	73

（出所：ILO, 2017をもとに筆者まとめ）

分野別に見ると農業が71%と圧倒的で、児童労働が家業の延長線上にあるケースが多いことや肉体労働が求められていることを示す。地域別に見ると1億5,200万人の約半数の7,200万人がアフリカ、6,200万人がアジア太平洋地域で、米州は、1,070万人となっている（ILO 2017）。

中村・山形（2013：6-7）は、児童労働撤廃に向けた伝統的アプローチとして法律により児童労働を禁止し取り締まる「法制度アプローチ」、教育の普及により子どもを家庭・職場から切り離して、労働から解放する「教育アプローチ」を挙げる。この他、生産業者、流通業者、小売業者等を巻き込んだサプライ・チェーンを通じての新たなアプローチもある。甲斐田（2013：34-62）は、子どもに「経済的搾取から保護される権利」「教育を受ける権利」「休み・遊ぶ権利」「健全に発達する権利」等の権利を主張する力を身につけさせると共に、子どもの権利保障の為に責任があるすべての人が「子どもの権利を実現する力」をつけられるように人的・資金的資源を注ぐことを提唱している。

これらのアプローチの一つとして注目されるのが、ラテンアメリカでスタートした「条件付き現金給付制度（Conditional Cash Transfer-以下CCT）」である。ブラジルのボルサ・ファミリア⁴やメキシコのプログレサ⁵が良く知られている。子どもたちを通学させ、保健所に通わせる等、受益家庭の保護者が特定の行動をとることを給付の条件とするもので、現在は、アジア、アフ

リカ諸国にも拡大している。

II. ボリビアにおける児童労働の現状

1. 児童労働の現状と意識

2008年に児童労働撤廃国際計画（International Programme on the Elimination of Child Labour-以下IPEC）⁶とボリビア統計庁（Instituto Nacional de Estadística-以下INE）が共同で実施した国民へのアンケート調査によると、5歳から17歳の児童・青少年の内28%（85万人）が児童労働に携わっている。特に農村部では、65%の児童が何らかの労働を行っているのに対して、都市部では17%に留まり、格差が大きい。分野別に見ると53%が農業と鉱業で、露天商が21%、職工が14%であった。農村部では、農業労働が85%に達している。77%が無報酬の家業手伝いで、19%が自営業、2%強が雇用されている。この85万人の内、75万人が危険と分類される仕事に就いていた。その内49万人がILOが定める労働が認められる年齢に満たない14歳未満であった。

ボリビアでは、通常危険作業として砂糖産業、鉱山労働（鉱物の残渣処理）、栗や砂糖きびの収穫が含まれる。収穫期には、2/3の児童が集中的に毎日2-5時間の労働を行っていた（IPEC; INE 2010, Universia Bolivia 2016, Fontana and Grugel 2015）。自ら6歳から働いていたモラレス大統領は、2013年に児童労働を禁止ないし制限する法令を定める方針を打ち出したが、これらの児童が組織する勤労児童組合UNATSBO⁷は、児童の働く権利と労働による国への貢献を尊重するように要求したばかりでなく、児童労働撲滅を年齢による差別であると政府方針に反対した。更に、市民社会内部にも彼らの主張を後押しする児童労働擁護派が台頭し、2014年7月の新児童・青少年憲章の制定に至った。

国連児童基金（以下UNICEF）は、上記の見直しが保護を必要とする子どもたちを危険にさらしかねないことや、通学する権利を奪い、健康を損ね、暴力にさらし貧困の連鎖を促進しかねないことに警鐘を鳴らしている（UNICEF 2017）。しかしながら、ボリビアでは、伝統的アプローチの一つとされる「法制度アプローチ」が機能するどころか児童労働を容認しているだけに、問題解決の為には、別のアプローチを模索する必要があると考える。

上述のアンケート結果では、家計の収入増に貢献していると考ええる児童・青少年が35%で、保護者側も同様に35%であった。しかし児童・青少年の60%、保護者の57%は、児童労働を止めても家計が破綻しないと見ている。逆に児童労働が家計維持に不可欠と考えるのは児童・青少年で24%、保護者側でも25%に留まっている。児童労働のお蔭で家計は、助かるが、なくとも生計は、立てられるというのが多くの家庭の現状と言える。では、保護者側は、児童労働が子どもの教育や健康に与える影響をどうみているのであろうか。児童労働が子どもを疲れさせると考える保護者は28%、事故・病気・健康の悪化等を招くと危惧する保護者は17%、そして学業に悪影響を及ぼすと考える保護者は、僅か16%に留まる。しかも52%の保護者が自分の子どもの場合には、影響がないと回答しており（IPEC; INE 2010）児童労働に安易に依存する一方で子どもの教育や健康に与える影響を心配する意識は薄い。この背景に何があるのかを見てみる。

フォンタナとグルーゲル（Fontana and Grugel 2015）は、ボリビアにおいて児童労働の是非についての市民社会の歴史的議論が常に撤廃派と擁護派に分極しお互いに譲らず、コンセンサ

スに至らない硬直性を抱えてきた点を指摘する。その理由としてボリビア先住民族には、子どもたちが共同体の中で「働きながら学ぶ」文化があることと、その影響で勤労児童たちに「児童が働くことは、人権の一つで、国への貢献である」、或いは「児童労働撲滅は、年齢による差別である」との意識すらあることを驚きとともに指摘している (Fontana and Grugel 2015 : 67-70)。このアンケート結果は、まさに第I節で指摘した「小さな大人」の存在を示す一方、保護者側に児童・青少年を守り、学校教育を通じて教養ある自立した人間として育む意識が欠如していると結論づけざるを得ない結果を示している。「子どもの権利」とは何かという本質的議論すら求められかねない。しかしながら、ここでボリビアの「市民社会」では、先住民が多数派を占める事実を忘れてはいけない⁸。ILOや先進諸国からの視点だけではなく、ボリビアの「市民社会」の視点からの児童労働を我々は、どう分析すべきなのだろうか。

2. ボリビアにおける「市民社会」

ここでフォンタナとグルーゲルが言及するボリビアの「市民社会」とは、何かまず定義づけをした上でCCTと児童労働の関係性を論じたい。児玉 (2008) は、まず、「その概念の曖昧さや定義自体の歴史的な変容によって、非常に捉えにくい概念」(児玉 2008 : 1) としながらも、「現代の『市民社会』の概念は、近代における市民社会像からは、大きく変容している……。発展途上国における『市民社会』概念の適用の妥当性についても……。さまざまな議論が行われている」(児玉 2008 : 16-17) と指摘している。市民社会の歴史的変容について、古田 (2012) は、古代の都市国家において、市民は統治の地位につく国家の構成員を意味したが、近代市民社会の成立後は、社会が国家と分離し、市民は国家のために命をかけて貢献するよりも、それを自らの幸福を追求する手段と理解するようになったとしている (古田 2012 : 418)。そしてF・フクヤマ、パットナム、ロック等の先行研究から、市民社会と国家の関わり合いへの結社の有益性を説き (古田 2012 : 452)、東欧や第三世界の一部は、過去の介入国家⁹の伝統に対応して、国家と市民社会を対立的に考えるという理由でロック的な視点¹⁰からの結社が役に立つかも知れないとしている (古田 2012 : 453)。

この視点は、第三世界の一部であるボリビアにおいても有効なのだろうか。宇佐見・菊池・馬場 (2016) は、ラテンアメリカにおける市民権が欧米とは異なり、国家や経済と特有の関係をもっていたことから、ラテンアメリカの国家と市民社会組織の関係は、その歴史的文脈のなかで把握すべきであるとの意見が研究者間で共有されていると指摘している (宇佐見・菊池・馬場 2016 : 6-7)。ラテンアメリカは、寡頭支配勢力の子孫である白人層と先住民中心の被支配層に社会が分化・階級化されている。先述のとおりボリビアは、先住民族が国民の6割を占め、長年、最下層に置かれてきた。ボリビアの市民社会が抱える政治的対立や歴史的硬直性がこの事実由来していると考えるのは、自然かつ合理的であろう。

岡田 (2016) は、ボリビアにおけるもっとも過激かつ強力な市民社会組織とされるボリビア鉱山協同組合連合 (Federación Nacional de Cooperativistas Mineras de Bolivia-以下FENCOMIN) が、モラレス政権が制定しようとした、新鉱業法の各法案の廃案と成立に如何に大きな影響力を与えたかを詳らかにしている。FENCOMINは、与党にとって大票田であるうえ、自らの利害

に関係する事案では盛んに抗議デモや道路封鎖を動員しただけでなく、国会・地方議員や官庁に関係者を送り込み、強い影響力を示してきた（岡田 2016：85）。結果的に「政策決定において国家が実質的な自律性をもたず、強力な市民社会組織との合意が不可欠であることを端的に示した」（岡田 2016：105）うえ、「政策決定は、市民社会組織が指定したアドホックな政策アリーナで一つひとつの論点において合意をつくっていき、最終段階で国家がその特権を握り崩そうとした際には、市民社会組織とモラレス大統領が直接交渉することによって可能となった」（岡田 2016：105）。この政策決定の展開は、国家と市民社会の関係性が、分離しているだけでなく、対立的であることを示している。本稿では、上述した「市民社会」概念の歴史の変容と、ボリビアにおける国家と市民社会の対立関係を念頭に置き話を進めるが、特にFENCOMIN傘下の鉱山協同組合は、ボリビアにおける最も強力かつ過激な市民社会組織であるだけでなく、農村と並んで児童労働が日常化している組織である。客観的データを得ることは困難ながら、Ander Izaguirre(2010)の記事では、ボリビア全土で13,000人の児童が鉱山労働に携わっている（Izaguirre 2010）。先祖代々受け継ぐ採掘権を維持する為に構成員の子弟たちが幼い頃から労働に駆り出されていると言われており、FENCOMINが児童労働擁護派の強力なアクターとして政治力を行使してきた可能性について付記しておく。

3. ボリビアにおけるCCTの実施状況と効果

ボリビアの市民社会とその中での児童労働を巡る言説の特殊性を認識した上で具体的な政策を議論したい。ボリビアでは、CCTはBono Juancito Pinto（ボノ・ファンシート・ピント-以下BJP）の呼称で、小学校1年生から5年生の児童の家庭を対象に2006年から開始され、2007年からは6年生も対象となった。他のラテンアメリカ諸国と異なり、支給ターゲットを貧困層だけに絞らず、ミーンズテスト¹¹なしに、子どもが年度の80%就学した確証を提示すれば対象学年の児童1人当たり200ボリアノ（約28米ドル）を全世帯に支給するものである。マクグアイヤ（McGuire 2013）によれば、ボリビアは、貧困層が多いので所得制限を設けても大半の人が受給資格を得たであろうし、資力調査を省く事で行政の手間を省けた上、受給対象者と除外者との衝突といった事態も避けるメリットがあった（McGuire 2013：1-4）。

ラテンアメリカ諸国を対象にしたCCT研究では、児童の初等教育就学率改善、児童労働の削減、保健サービスの向上、貧困削減等の効果が報告されている（McGuire 2013：3, 高橋 2015）。しかし何れの研究からも学力向上に効果があったことは、明確に確認されていない。特にBJPについては、他のラテンアメリカ諸国に比べて支給額が少なかった為に効果が小さかった事が指摘されている（McGuire 2013：2）。ベラ・コッシオ（Vera Cossio 2011）は、データ分析の結果からBJPは、就学率にも児童労働にも大きな影響を与えなかったが、その主たる要因は、他国のCCTに比べて金額が小さかったこと¹²と、保護者に要求する条件が子どもの通学日数（80%）の証明だけで保護者の父兄会参加や診療所訪問等他の行動が要求されていなかったことを指摘している。特に高学年児童は、市場で機会費用¹³を稼げる可能性が高いので、就学や通学へのインセンティブとして対応を変えさせるには、もっと大きな金額が必要であったとしている（Vera Cossio 2011：26）。

Ⅲ. ボリビアの児童・青少年を取り巻く学習環境、労働環境と学力

フォンタナとグルーゲルは、「児童青少年憲章」の見直しの背景に2009年憲法の第61条規定¹⁴が児童労働を合法化する方向に機能したとしている。そして特定の勢力が政治的に動き、この素地を形成したと論じている (Fontana and Grugel 2015:72)。2010年に定められた「新教育法」は、第一条で「脱植民地主義」「先住民語を含む多文化・多言語教育」「共同体的で生産的である教育」(下線は、筆者)を謳っており、「新教育法」が児童労働を容認する政治的・社会的環境を組成した可能性は否定できない。この点を踏まえて、ボリビアは今後どう児童労働に対応すべきか論じる。

ボリビアの公教育の水準そして教員の能力水準は、ラテンアメリカ域内でも常に低位にあるとされてきた。ボリビアは、20年以上にわたり、ラテンアメリカ以外の地域も含む初等教育児童の国際学力到達度比較テストに参加しておらず、最後に参加したのは1993年のことである¹⁵。対象となった児童は、現任教員の世代に相当するが、その結果は、比較対象になった16カ国中最下位であった。ラテンアメリカ・カリブ域内に限っても、1997年に受験したUNESCOのラテンアメリカ教育の質評価研究所 (LLECE) の学力比較テストが最後である。前者と同様、域内でも最低位グループを形成している (UNESCO 2001:29-32)。

2008年のアンケート調査からは、ボリビアの保護者の間に児童労働が児童の学力に影響を与えているとの明確な認識は窺えない。ボリビアは、もともと教室そのものを含む学校設備が不足しており、学区の児童を午前・午後を通して受け入れ得る容量がなく、2シフト (午前と午後) 或いは、3シフト (午前、午後と夜間) 制が導入されてきた。ただでさえ学校に滞在する時間が短くなる上に、5~17歳の児童、青少年は、平均で週に6時間、農村部では7時間を児童労働に費やしている (IPEC ; INE 2010)。まず、学校での授業時間が短いため、カリキュラムを消化する十分な授業時間がない上、児童労働に携わる場合は予習や復習の時間が不足するだけでなく労働による疲労が残る。この状況が児童・青少年の学力や健康に悪影響を与えることは、明白であろう。先述の文化的背景や、家庭によっては、生計を立てる上での止むを得ない事情があるとしても、アンケート結果から判断する限り、家計を支える為のニーズについては、さほど逼迫した要因とは考えにくい。

Ⅳ. 影響の緩和策

既に導入されている政策を見直し、より効率的に運用することを先ず考えるべきであろう。財源上の制約を伴うが、BJPの支給額を特に教育の機会費用が高いと推測される高学年児童を対象に増額し、更に支給要件に児童の就学率だけでなく、保護者たちの児童労働に対する認識を改めさせる為のセミナーやワークショップへの出席を義務づける等の追加行動を求める必要がある。コントラスらは「家長がたとえ低水準でも教育を受けていれば、児童労働を減らし得る。更に家長が中学校を卒業していれば市場労働と家事両方の仕事を減らす効果が期待できる」 (Contreras, Zapata and Kruger 2007) と親の学歴に着目している。ベラ・コッシオ (Vera Cossio 2011:27) も、ボリビアでは、女子が児童労働に携わる伝統が根強くジェンダー間の差異が大きい点に注目する。またコントラスらは、ジェンダー役割の決定が幼い頃からなされるため、

女子は市場での労働に尻込みしたり、給与の高い仕事を探すことに消極的であると主張する。特に先住民女性は、学業において大きく不利な立場にあり、もしジェンダー役割が将来の経済的機会に影響を与えるなら、彼女たちは貧困に追い込まれ、大人として社会から排除されることになりかねないと警鐘を鳴らす (Contreras, Zapata and Kruger 2007 : 20-21)。

V. おわりに

本稿では、まず、世界の児童労働の現状を俯瞰し、ボリビアの位置付けを確認した。また、ボリビアの「市民社会」に、他のラテンアメリカ諸国と比較しても特殊と考えられる児童労働を許容、あるいは、推奨する強力な組織が存在することも確認した。この伝統的社会環境（文化資源）に基礎を置き合意形成を阻む硬直性が「市民社会」内部に存在することで、児童労働の減少や撤廃に向けての伝統的アプローチに限界があることも認識した。その上で、今後どのような新たなアプローチが求められるかという課題に対し、一つの解決策として既に導入済のCCT政策 (BJP) に着目した。

CCTは他の発展途上国でも児童労働の減少、児童の就学率向上、中退率低減に貢献しているが、所得水準に対して7%から10%程度の水準の金額でないと効果が期待しにくいことが先行研究で明らかにされている。一方、ボリビアの児童の学力が国際比較でみて、ほぼ最低位にあるであろうことや農村部の先住民女子がジェンダー役割の伝統的かつ固定的観念の影響で家事労働に取り込まれ、就学、通学面で不利な状況に置かれていることも考慮しなければならない。第II節、第2項で述べたFENCOMIN傘下の協同組合における児童労働は、伝統的文化資源の側面を持つと言える。しかしながら父兄たち、そして彼らを含むボリビアの「市民社会」が今後とも児童労働を強力に擁護していくようであれば児童たちが置かれた生活環境、教育環境とも改善されることはなく、彼らの学力到達度改善は、望むべくもないであろう。今後のボリビア初等教育における効果的制度を探るモラレス政権による明確かつ強力な「市民社会」との対話を厭わない自律的な政策努力が求められる。

短期間で効果を出すことが難しい問題ながら、特に高学年の児童と家事労働に取り込まれがちな農村部先住民女子の就学、通学を奨励する為のインセンティブとしてCCT給付額を増額することは急務であろう。自ら先住民出身であり、勤労児童でもあったモラレス大統領とその政権は、子どもたちの教育環境と学力改善に向けた歴史的使命を背負っている。インフラ向けの公共投資事業の予算を削ってでも解決すべき、ボリビア国家にとっての喫緊の課題であると考える。

〈註〉

- 1 モラレス政権が制定した新憲法は、スペインによる植民地化には触れることなく、国家の礎を「植民地化以前の先住民・部族の存在とその領土における祖先の支配」に置き36の先住民語の公式言語化など「脱植民地主義」を謳っている。
- 2 本稿では、児童労働に「家事手伝い」も含めて議論する。ボリビアの場合は、特に農村コミュニティにおいて先住民女子が、伝統的ジェンダー意識に沿って家事の大部分を引き受ける

- (Contreras 2007: 4)。従って、家事手伝いを除外すると、統計上、女子の児童労働時間が少なく集計され実態が覆い隠されてしまうことになる。
- 3 現在ボトシ鉱山の銀鉱脈は、ほぼ枯渇しており、採算の低い亜鉛、鉛が中心の操業となっている。安全対策・防塵対策は、まったく施されておらず劣悪な労働環境のまま、特に狭い坑内での作業には、子どもたちが駆り出されている。
 - 4 ボルサファミリア (Bolsa Familia) は、1990年代に貧困家庭の子供の不就労と就学を条件にスタートした現金給付制度である「児童労働撲滅プログラムPETI (Programa de Erradicación de Trabajo Infantil)」の他、貧困家庭のガス購入補助を目的とする「ガス手当プログラム (Programa Auxílio Gas)」や食糧購入を補助する「食糧カードプログラム (Programa Cartão Alimentação)」等を統合する形で2003年に開始された。子どもの就学や予防接種を条件に現金を給付している。2012年現在貧困層の7.4百万世帯を上回る約14百万世帯が受益している (近田2015: 66-72)。
 - 5 プログレサProgresa (Programa de Educación, Salud y Alimentación) は、1997年に開始された。主に国内貧困層の教育、保健、栄養状態を多角的に改善することと新世代の貧困からの脱出を目指すもので、貧困層の子ども達が学校に通い続けること、クリニックで保険・栄養関係の指導・検査を受けることを条件に現金を給付している。2014年現在で600万世帯が受益していると報告されている。2003年から対象範囲を拡大してオポルトゥニダデス (Oportunidades) と改称された (箕輪: 9-10)。
 - 6 1992年に開始されたILOの技術協力プログラム。「最悪の形態の児童労働」の撤廃に重点を置きながら、最終的にはすべての児童労働をなくすことを目標にしている。
 - 7 Unión de Niños y Niñas Trabajadores de Bolivia: ボリビアの5歳から17歳の勤労児童・青少年で組織された組合で、非常に強い政治力を有する。
 - 8 2001年の国勢調査における15歳以上の人口506万人を対象とした統計 (Bolivia 2001) では、先住民系と自己認識する国民の比率は62%に達する。
 - 9 古田は、Interventionist Stateを「介入国家」と訳しているが、「介入主義の国家」とするのが正確と思われる。
 - 10 「社会は、政府が登場する以前から存在し、人々は自然法のもと共同体において生活してきたことを原点に、国家に抵抗する源泉として国家統治を制限し、市民社会という市民自らが指導する概念」と説明している (古田 2012: 447)。
 - 11 Means test. 社会保障給付において行政側が行う資力 (資産) 調査のこと。資力が一定水準を超えると給付対象外となる。
 - 12 世銀の調査 (The World Bank 2009: 106) は、各家庭の一人当たり消費額の7%から10%程度をCCTで支給しないと就学、児童労働停止の効果はないことがはっきりしていたにも拘わらず、BJPの支給額200ボリビアノ (約28ドル) は、4%程度にとどまったことが効果を減殺したとしている。
 - 13 子どもに教育を与えず労働させた場合に家計の補助として稼ぎえたであろう機会費用を指す。
 - 14 第61条は、児童労働と児童への搾取を禁じる一方で「児童・青少年の家庭と社会における

活動は、彼らの市民としての全面的発達に向けられ形成的機能を持たねばならない」と定めている。

- 15 国連教育科学文化機関（UNESCO）のラテンアメリカ・カリブ地域事務所（ORELAC）が1992年に、域内7か国（アルゼンチン、ボリビア、コスタリカ、チリ、エクアドル、ドミニカ共和国、ベネズエラ）を対象に実施した読解力調査と国際教育到達度評価学会（IEA）がフィンランド、米国、香港、シンガポール、スペイン、旧西独、トリニダード・トバゴ、インドネシア、ベネズエラの9か国を対象に実施した調査の総合研究結果としての評価（JICA 2003：23-24）。

〈参考文献〉 URLは、特記無い限り2018年1月11日閲覧

- 宇佐見耕一・菊池啓一・馬場香織、2016、「問題の所在と分析の視点」、宇佐見耕一・菊池恵一・馬場香織編、『ラテンアメリカの市民社会組織』、アジア経済研究所、3-38ページ。
- 岡田勇、2016、「ボリビアにおける国家と強力な市民社会組織の関係——モラレス政権下の新鉱業法の政策決定過程」、宇佐見耕一・菊池恵一・馬場香織編、『ラテンアメリカの市民社会組織』、アジア経済研究所、77-111ページ。
- 甲斐田万智子、2013、「児童労働と子どもの権利ベース・アプローチ」、中村まり・山形辰史編、『児童労働撤廃に向けて——今、私たちにできること』、アジア経済研究所、33-66ページ。
- 児玉由佳、2008、「『市民社会』の概念の変遷と『開発』との関連——発展途上国への適用可能性を探る」、児玉由佳編『アフリカ農村における住民組織と市民社会』調査報告書、アジア経済研究所、1-23ページ。
- 白木朋子、2015、『子どもたちに幸せを運ぶチョコレート。——世界から児童労働をなくす方法』合同出版。
- 中村まり・山形辰史、2013、「児童労働撤廃に向けた新しいアプローチ」、中村まり・山形辰史編、『児童労働撤廃に向けて——今、私たちにできること』、アジア経済研究所、2-31ページ。
- 近田亮平、2015、「ブラジルの条件付き現金給付政策——ボルサ・ファミリアへの集約における言説とアイデア」、宇佐見耕一・牧野久美子編、『新興諸国の現金給付政策——アイデア・言説の視点から』、アジア経済研究所、59-91ページ。
- 古田雅雄、2012、「現代市民社会論——その概念化への試論」、『社会科学雑誌』第5巻（2012年11月）、奈良学園大学学術リポジトリ、407-460ページ。
http://www.naragakuen-u.jp/social_science/pdf/jss5_furuta.pdf
- 牧野久美子、2012、「社会的保護のための現金給付——ラテンアメリカとアフリカにおける実例と今後の課題」、『新興国におけるベーシックインカムをめぐる議論』調査研究報告書、宇佐見耕一編、アジア経済研究所。
- 箕輪真理、2015、「条件付き現金給付プログラムの成果と教育政策——メキシコのPROGRESA/OPORTUNIDADESプログラムの評価」、筑波大学地域研究36号、9-10ページ。
- 文部科学省 国立教育政策研究所、2013、『OECD生徒の学習到達度調査——2012年調査国際結果の要約』

http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/pisa2012_result_outline.pdf

Bolivia, Estado plurinacional de.

2009. *Constitución Política del Estado Plurinacional de Bolivia*.

2010. *Ley de la Educación Avelino Siñai-Elizardo Perez*.

2017. *LEY No 548 del 17 de Julio de 2014, Código Niña, Niño y Adolescente*.

Contreras, Dante. Daniela Zapata y Diana Kruger. 2007. "Child Labor and Schooling in Bolivia: Who's falling behind? The roles of domestic work, gender and ethnicity". Serie *Documentos de Trabajo*, Universidad de Chile.

https://www.academia.edu/25880801/Child_Labor_and_Schooling_in_Bolivia_Who_s_Falling_Behind_The_Roles_of_Domestic_Work_Gender_and_Ethnicity

Fontana, Lorenza B. and Jean Grugel. 2015. "To Eradicate or to Legalize? Child Labor Debates and ILO Convention 182 in Bolivia". *Global Governance* 21 (2015), pp. 61–78.

https://www.academia.edu/11070107/To_Eradicate_or_to_Legalize_Child_Labor_Debates_and_ILO_Convention_182_in_Bolivia

Fontana, Lorenza B. and Jean Grugel. 2016. "Un Nuevo rumbo para el trabajo infantil en Bolivia? Debates y Polémicas sobre el Código de la Niñez". *Nueva Sociedad* No.264 julio-agosto de 2016, ISSN: 0251-3552.

https://www.academia.edu/27838862/_Un_nuevo_rumbo_para_el_trabajo_infantil_en_Bolivia_Debates_y_pol%C3%A9micas_sobre_el_C%C3%B3digo_de_la_Ni%C3%B1ez

McGuire, James W.. 2013. "Conditional Cash Transfers in Bolivia: Origins, Impact, and Universal. Department of Government". Wesleyan University.

<http://jmcguire.faculty.wesleyan.edu/files/2013/08/McGuire2013cBolivianCCTs.pdf>

Vera Cossio, Diego A.. 2011. "Matriculación y trabajo infantil en Bolivia Un Análisis Quasi Experimental". *Instituto de Estudios Avanzados en Desarrollo*. Serie de Documentos de Trabajo sobre Desarrollo 11/2011.

https://www.academia.edu/4342637/Vera_2011_Matriculacion_y_trabajo_infantil_en_Bolivia

〈ウェブサイト〉 URLは、特記無い限り2018年1月11日閲覧

国際協力事業団（JICA）、2003、「ボリビア共和国・プロジェクト形成調査（教員養成・研修）報告書」
東京：国際協力事業団ラテンアメリカ部。

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000162146.html>

高橋百合子、2015年10月28日、SYNODOS Academia Journalism、「ラテンアメリカにおける『条件付き現金給付』政策——貧困撲滅と民主主義のジレンマ」

<https://synodos.jp/international/15452>

BBC Mundo. 2014. ¿Illegal o parte de la cultura? El trabajo infantil divide a Bolivia.

http://www.bbc.com/mundo/noticias/2014/01/140110_bolivia_trabajo_infantil_vs

Bolivia, Estado plurinacional de. 2001 *Instituto Nacional de Estadística, BOLIVIA: Autoidentificación*

con pueblos originarios o indígenas de la población de 15 años o más de edad según sexo, área geográfica y grupo de edad, Censo 2001.

<http://www.ine.gob.bo/indice/visualizador.aspx?ah=PC20113.HTM>

2017年10月5日閲覧

Humanium. 2014. Nueva Ley sobre el trabajo infantil en Bolivia : Cuando la ilegalidad se legaliza...

<https://www.humanium.org/es/nueva-ley-sobre-el-trabajo-infantil-en-bolivia-cuando-la-ilegalidad-se-legaliza/>

International Labour Organization. 2017. Modern slavery and child labour.

http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_574717/lang-en/index.htm

IPEC; INE. 2010. Magnitud y Características del Trabajo Infantil en Bolivia – Informe nacional 2008 / IPEC; INE; Organización Internacional del Trabajo; Programa Internacional para la Erradicación del Trabajo Infantil (IPEC); Instituto Nacional de Estadísticas (INE) de Bolivia. – La Paz: OIT.

https://www.unicef.org/bolivia/magnitud_y_caracteristicas_del_TI_en_Bolvis_INE_OIT_baja.pdf

Izaguirre, Ander. 2010. “Nuestro Tiempo”. Universidad de Navarra.

<http://www.unav.es/nuestrotiempo/temas/mineritos-ninos-trabajadores-en-las-entranas-de-bolivia>.

UNESCO. 2001. “Laboratorio Latinoamericano de Evaluación de la calidad de la Educación Primer Estudio Internacional Comparativo sobre Lenguaje, Matemática y Factores Asociados, para Alumnos del tercer y Cuarto Grado de la Educación Pública de la Educación Basica” -*Informe Técnico* -. UNESCO-Santiago.

<http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001492/149268s.pdf>

UNICEF. 2014. 「世界の子どもたち」

https://www.unicef.or.jp/children/children_now/bolivia/sek_bol4.html

Universia Bolivia. 2016. Trabajo Infantil y Adolescente en Bolivia.

<http://noticias.universia.com.bo/cultura/noticia/2016/10/13/1144526/trabajo-infantil-adolescente-bolivia.pdf>

The World Bank. 2009. Conditional Cash Transfers: Reducing Present and Future Poverty. Policy Research Report.

<http://documents.worldbank.org/curated/en/914561468314712643/pdf/476030PUB0Cond101Official0Use0Only1.pdf>

(うえさき まさや 本講座受講生)

<ABSTRACT>

Child Labor and the Role of Conditional Cash Transfer in Bolivia

Masaya Uesaki

In Bolivia, despite the ratification of both Conventions 138 and 182 of the International Labour Organization (ILO) in 1999 and 2003 respectively, child labor is rampant and legally permitted since 2014 for the first time in the world. This paper reviews the source of the growth in the practice of child labor in general, and particularly in Bolivia where we can find disagreements on the conventions and criticism, including even supportive voices of “children’s right to work” in civil society. This paper also analyzes the impact of Conditional Cash Transfer (CCT), a new approach with the aim to reduce or eradicate child labor, which started in 2006 with the arrival of the Morales regime. Studies in other Latin American countries show positive impacts on the reduction of child labor and improvement in schooling. However, in the case of Bolivia, the impacts were reduced due to the smaller amount of CCT paid, in addition to the country’s particular characteristics and circumstances mentioned above. In view of these issues, this paper discusses public policies which would lead to a reduction of child labor and a positive impact on academic performance.